



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月27日（火） 第10112号

目次

	ページ
公 告	
○令和5年度職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）	2
○都市計画地区計画の決定に係る縦覧（都市計画課）	3
○都市計画特定用途制限地域の変更に係る縦覧（同）	3
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	4

■ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年6月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - (2) 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
 - (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和5年10月28日（土）午前10時から午前11時まで
- 5 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 28階281-A会議室
- 6 受験手続
 - (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証する書面
 - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室
 - (3) 申請書類の受付期間 令和5年8月21日（月）から同年9月14日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (4) 受験手数料 3,100円
群馬県証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。払込書での納付を希望する場合は、令和5年9月4日（月）までに群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は、不要とする。
 - (5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。
- 7 合否判定基準 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。
- 8 合格発表 令和5年11月22日（水）に合格者あて通知するとともに、群馬県ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。
 - (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、140円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室に申し込むこと。

- (3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室技能振興係（電話027-226-3414）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画地区計画 粕川町込皆戸地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和5年6月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画特定用途制限地域 粕川町込皆戸地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年6月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「生徒定員等」を「昼夜別等」に改め、同条中「生徒定員及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2 中学校の生徒定員は、教育委員会が別に定める。

2 第三条中「学科、生徒定員等」を「学科等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 高等学校の生徒定員は、教育委員会が別に定める。

2 第四条中「、学科、生徒定員等」を「及び学科」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中等教育学校の生徒定員は、教育委員会が別に定める。

2 第五条中「、課程、学科、生徒定員等」を「及び学科」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特別支援学校の幼児及び生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

別表第一中生徒定員（単位 人）の欄を削る。

別表第二中生徒定員（単位 人）の欄及び注を削る。

別表第三中生徒定員（単位 人）の欄及び男女別の欄を削る。

別表第四中幼児、児童及び生徒の定員（単位 人）の欄及び高等部訪問教育の生徒の定員（単位 人）の欄を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
